



SHIMA-KEN-BULLETIN

# 島建会報

発行：(社)島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17-101号 TEL 0852(21)9004 FAX 0852(31)2166

制作協力：建設興業タイムス社

## ② 新分野に挑む！ ～建設業新分野進出事例の紹介

(有)景山建設  
丸永建設(株)  
八神トラスト(株)

手作り雑貨と自家製ランチ  
大麦若葉を栽培  
サロン付きストア開店

## ⑤ 島根県と意見交換

真面目な努力報われる制度を

## ⑥ 総合評価方式の拡大など要望

建産連と県が意見交換

## ⑧ 活動だより

青年部会 — 道路や海岸を一斉清掃  
松江支部・建防災松江 — 3大災害の根絶誓う  
邑智支部 — 口蹄疫の対処法学ぶ  
建防災出雲 — 優良事業場 個人を表彰  
技士会安来 — 成績評定など学ぶ

## ⑦ 県下37現場を総点検

建防災

## ⑪ 雇用改善だより

「安心と誇りが仕事の活力」



2010 夏

## (有)景山建設

(飯南町上来島)

### 手作り雑貨と自家製ランチで子育て世代の憩いの場に

景山建設（飯南町上来島、景山幹雄社長）は昨年7月、「カフェ＊handmade雑貨ステッチ」をオープン。開店から1年が経ち、自家製の米と野菜を中心とした料理が口コミで広まり、県内だけでなく広島県からの来店者も増えている。

カフェステッチは、同社事務担当の景山佐知子店長が、遊休施設の社宅を有効活用するため企画。自宅や自社敷地内で栽培した自家製の食材にこだわったランチと手作り雑貨を販売する。都会的な雰囲気店内には、子供やペットが安全に遊べる庭があり、大人たちは、その様子を見ながらオープンスタイルのカフェでくつろげる。何よりも“安心”の提供にこだわった。

きっかけは「嫁いできて、子育て世代が楽しむ場所が少ない町だと感じた」という自身の経験。約1年間、県の事業を活用して商品研究な

ど重ね、「自家製材料」を用いた料理を、安心して憩える空間で提供するカフェの構想をまとめた。景山店長は「田舎の良さを都市部の人に感じてもらうのではなく、ここに住む人たちが楽しめる場所にしたい。地元からのリピーターも増えている」と手応えを感じている。



オープンスタイルのカフェの前には子供もペットも遊べる芝生が広がる



店内ではゆったりとした時間を楽しめる

# 丸永建設(株) (安来市黒井田町)

## 大麦若葉を栽培

丸永建設(安来市黒井田町、永島隆哉社長)は、農業生産法人安来オーガを設立。安心・安全で栄養価の高い大麦若葉を使った粉末の「オーガ大麦まるごと!若葉」を開発し、販売している。

同法人は、40年以上にわたって健康食品の有効成分を抽出加工してきたヤマノ(安来市西恵乃島町、富田裕樹社長)と、建設業を営む丸永建設、肥料製造・販売会社の赤井商事(安来市赤江町、赤井謙一郎社長)が地域発展のために協力し設立。

食品の粉末加工等を手掛けていたヤマノでは、安定的な原料確保に向け、自社による原料生産を検討。試験栽培など5年近く試行錯誤を重ねながら、ビタミン・ミネラルが豊富な大麦若葉の生産を開始。同市島田の干拓地約1.8haを利用し、大麦の収穫を行う。完全無農薬有機栽培で育て、デリケートでこわれやすい生葉の栄養素を新鮮なまま届けたいと加工方法も工夫。「氷結処理製法(特許出願中)」でエキス一滴一

滴を低温で処理した上、霧状にして粉末化。手間はかかるが、栄養価をより多く残す結果が得られた。販売は丸永建設事務所に隣接する雑貨屋・喫茶<LOACH>や赤井商事で行っている。

永島社長は「新分野で農業を始めるのは、想像以上に困難な点もあったが、それぞれの会社が持つノウハウを生かし、開発・販売に至った。今後も技術面での向上を図り、大麦若葉が安来の産業になるよう目指していきたい」と意欲的。

## 健康・美容づくりに貢献



島田の干拓地で無農薬有機栽培で育てた大麦若葉の刈取り



試行錯誤を重ね作られた、栄養価の高い「オーガ大麦まるごと!若葉」

## 八神トラスト(株) (飯南町八神)

### サロン付きショッピングストアを開店

八神トラスト(飯南町八神、渡部國雄社長)は昨年8月、八神地区にふれあいサロンを備えたストア「くらしのショッピングあい・愛」をオープン。食料品や日用品を販売する商店に“買い物のついでにコミュニケーションを”という渡部社長の発想から休憩スペースと談話コーナーを併設している。

ストアは、同地区の自治会館「さつき会館」に隣接。同施設にはかつて、JA雲南の金融機関や商業施設が入居していたが、支所再編などにより両施設とも撤退。地元では、商業施設だけでも残してほしいとJAと協議を続けたが願いはかなわなかった。協議会にも参加していた渡部社長は「地域の活力を失わせてはならない」と出店を決意。準備期間中にケガで入院というアクシデントに見舞われたが、社長の熱意に社

員も奮闘し、無事オープン。開店から1年、今では手作りにこだわった惣菜や弁当など人気の商品も生まれ、地元を中心に多くの人々が訪れる。

同店を任されている藤原峯子店長は「とまどうことも多く、あっという間の1年だった。地域の人々に支えられながら、まだまだ成長していきたい」と決意を新たにす。



日用品の買い物に訪れる地元客



店舗前には広い駐車場や、JAのATMも併設されている



## 島根県と意見交換

# 真面目な努力 報われる制度を



県土木部・総務部営繕課と、建設業協会との意見交換会が7月20日、松江市内で開かれ、社会資本整備の計画的な推進、真面目に努力する建設業が報われる入札制度、ダンピング対策の強化など、建設行政をめぐる諸課題について意見交換した。

県からは土木部の西野賢治部長、玉串昭技監や事務・技術次長、総務部の宮崎敏一営繕課長ら幹部職員10人が列席。協会側からは中筋豊通会長のほか、副会長5人をはじめ、各支部長らが出席した。

中筋会長は「島根県の安全・安心のために頑張っていく覚悟であり、そのためなら、県当局に対しても遠慮せずに意見を言っていこうと考えている。土木や建築だけでなく、防災・減災という意味でも、県民の安全・安心に対し、建設業が果たすべき役割は大きく、そういう意味で誇りを持って今後も取り組んでいく所存であり、今後ともご指導をお願いしたい」とあいさつした。

意見交換では、社会資本整備の計画的な推進について、協会側が公共事業予算の確保を要望したのに対し、県は「政権交代に伴い、国の公

共事業費は大幅削減となったが、県では09年度2月補正と合わせた10年度の実質的な予算を0.7%増額とした」と回答。さらに、11年度からの一括交付金制度にも触れ、「三位一体改革のときのように金が減ることがないように今後の動向を注視している」と述べた。

真面目に努力する建設業が報われる入札制度をめぐっては、技術力や経営力に優れ、災害応急や除雪対応など地域に貢献する建設業の評価について、県は「優良企業を適正に評価し、地域に必要な建設業の発展を目指す基本スタンスに変わりはない」と回答。西野部長も「入札・契約制度は国や他県の事例も参考にすが、島根らしい方式を基本としたい」と強調した。

また、ダンピング対策の強化で、総合評価方式での最低制限価格の設定について、県は「法的に認められていないが、最低制限価格と同様の効果を持つ運用方法等も検討していく」としたほか、低入札落札者の入札参加制限では「他県の事例も踏まえて適用の是非を検討する」と述べた。

これに関連し、現行入札制度の“よりどころ”であり、全国知事会が06年12月にまとめた「都

道府県の公共調達改革に関する指針」(緊急報告)では「1回の入札での応札可能者を20—30者確保する」とし、県発注の一般競争でも同様の考え方で参加資格等を設定。協会側からは「業者数を確保しようとエリアを広げることで、結果的にダンピングを助長している」などの意見が出た。

また、総合評価でも同様に20—30者確保を前提としているため、低価格応札やライバル社の加算点を類推し、勝ち目のない入札には最初から参加しない傾向が強いと指摘。地域貢献の加算も旧市町村ごとに格差を付けるとか、減点措置の導入などについても議論があった。

# 総合評価方式の 拡大など要望



## 建産連と県が 意見交換

建設産業団体連合会(中筋豊通会長、14団体)と県土木部および総務部営繕課との意見交換会が7月28日、松江市内で開かれ、各団体の抱える課題や要望について意見を交わした。

中筋会長は「信頼関係を築き、ともに地域の安全安心と経済の発展のために頑張りたい」とあいさつ。西野賢治土木部長が、厳しい財政事情の中で、本年度の公共事業費は2月補正を含め前年度並みを確保したことや、各省庁一律10%カットとした来年度概算要求について触れ、「社会基盤整備の遅れた地方にはしっかりと予算を付け、後進地嵩上げなど財政的な支援を継続するよう国に強く要望する」と述べた。また、

本年度多発している労災事故について「安全対策に万全を期してほしい」と要請。入札制度や県内企業の受注確保対策など、より良いものとなるよう検討を進めると説明した。

意見交換では▷総合評価方式により、生コンの使用材料を指定されるため対応に苦慮している。提案されたコンクリートの調達が可能かどうか判断を▷技術力の差が反映されるよう、舗装工事における総合評価方式の適用範囲の拡大を▷発注者に納入するポーリングコアを業者が保管しており、保管経費の計上を一といった要望に対し、県が「今後、生コンの配合に関する技術提案については、生コンプラントにおける

配合資料等の添付を求めることも検討したい」「総合評価方式の拡大は、土木、法面など他の工種を含め、地方機関の執行体制等を勘案しながら検討する」「今後、実態調査を行った上で、ボーリングコアの保管の必要性や保管年数を考えたい」など回答。

また、予定価格の事前公表は当面、続けていくことや、アスファルト殻の再利用について、

市町村には県の実施方法を説明して周知を図ること、バリアフリーリフォーム助成事業を継続できるように努力し、新築住宅の助成についても検討を行うことなどを説明して、業界に理解を求めた。

このほか、建設工事標準請負契約約款の改正事項など、26日に行われた中央建設業審議会総会での議事内容を報告した。



建災防県支部（中筋豊通支部長）は、全国安全週間および準備月間に特別安全パトロールを実施した。今年に入り、松江労基署管内で建設業の墜落・転落死亡事故が3件発生しており、建災防では、県内全域で37現場（県発注工事）を対象に▷リスクアセスメントの確実な実施▷墜落防止対策の徹底▷ヒューマンエラー防止に向けた安全教育—を重点項目に掲げ、労基署、県土整備事務所と合同で総点検を行った。

7月6日開かれた結果報告では、RKY、現地KY、送り出し教育やリスクアセスを取り入れた安全記録（KY、作業手順書）などの取り組みが行われていない現場が多いことが判明。「現場によってリスクアセスやKY活動に格差があるのは、企業の安全姿勢に問題があるのでは」との指摘があり、トップダウンによる安全

意識の徹底が重要との認識で一致した。

同席した県土木部の吉田治喜技術専門監は「中間検査等で安全管理を指導しているが、小規模工事業者に対しても、危険回避のための安全教育の必要性を感じる」と講評。島根労働局の田沼久志安全衛生課長も、パトロールに同行した労基署の安全担当官からの報告を基に、玉掛け作業時の安全対策やブロック積み、法面工事での転落防止措置など改善点を指導。「労働災害をなくすためにはたくさんの目で現場を見ることが大事。建災防や施工業者による自主パトロールを今後も続けてほしい」と要請した。

建災防では、8月26・27の両日、県土整備事務所単位でリスクアセス研修会を開催し、危険予知活動の定着を図る。

# 活動だより



## 青年部会

### 道路や海岸を一斉清掃

青年部会（原諭部会長）は7月末、県下10支部参加によるボランティア「ふるさとまるごとクリーンアップ作戦」を展開。道路や海岸、幼稚園などの清掃活動に取り組んだ。

うち浜田支部は、25人が参加し、瀬戸ヶ島町の埋立地護岸付近や親水防波堤、おおうらの浜の駐車場や砂浜周辺を清掃。空き缶やペットボトル、発泡スチロールなど可燃・不燃ごみを約2時間かけて拾い集めた。ごみの量は2トトラック2台分（約70袋）におよび、可燃ごみはエコクリーンセンター（江津市波子町）、不燃ごみは市不燃ごみ処理場（浜田市生湯町）にそれぞれ搬入した。



また雲南支部では、雲南市加茂町の市立加茂幼稚園で、約30人が草刈りや窓の清掃、砂場整備などに汗を流した。園内に3カ所ある砂場の整備には園児約160人も参加。子供用スコップやレーキを手にした園児と一緒に、搬入した砂をならした。



原諭会長は「クリーンアップ作戦は今年で11回を数え、全県下でも発注者等と連携するチームも出てくるなど、近年、活動の輪が広がっている。暑さ対策には十分注意し、参加者全員が安全第一で作業にあたってほしい」と話していた。

その他の支部が行った活動は次の通り。

松江支部＝県立松江ろう学校の清掃作業▷安来支部＝9号安来市内の清掃作業▷仁多支部＝斐伊川奥出雲町内の清掃作業▷出雲支部＝大社町湊原海岸の清掃作業▷大田支部＝9号大田市内の清掃作業▷邑智支部＝（県）浜田作木線邑南町内の清掃作業▷益田支部＝9号、191号益田市内の清掃作業▷隠岐支部＝隠岐の島町汐の浜海岸の清掃作業



## 松江支部・建災防松江

### 3 大災害の根絶誓う

松江支部と建災防松江分会の合同安全大会が7月9日、松江市内で開かれ、関係者約200人が参加した。

金津任紀支部長（分会長）が「厳しい経営環境だが、人命尊重を基本理念に、自主的な労働災害防止活動を推進し、安全な職場環境を構築しよう」とあいさつ。高見誠一松江労基署長は、建設業における死亡事故の多発を受け、「組織の安全管理が形骸化していないか。トップが率先して安全に対する意識改革を徹底してほしい」と要請。



## 邑智支部

### 口蹄疫の対処法学ぶ

邑智支部（福井竜夫支部長）は7月22日、「家畜伝染病の防疫対策業務に係る説明会」を開き、会員ら約40人が参加した。

西部農林振興センター江津家畜衛生部家畜衛生グループの矢田恭一課長らが、宮崎県内で発



生した家畜伝染病「口蹄（こうてい）疫」について、被害状況や対策方法など説明。「邑智郡内には家畜農家の数も多く、同様の被害が起こる可能性も想定される」と注意を促した。また、災害発生時の対応について、宮崎県で使用したマニュアルを参考に殺処分や埋却作業といった拡大防止の具体的な対応を学んだ。

参加者からは「トラックや重機といった作業に使用した車などの処置は」「発生した場合の通行禁止等の移動制限は」などの質問があり、担当者は「作業に使用した車等は徹底消毒をした後、1週間程度放置して戻す」「疫病が発生した場合、発生した農場の半径10km以内の幹線道路で家畜に関する車両は通行禁止にする」と回答していた。

このほか、4月以降に死亡災害を含む労働災害が多発していることから、県央県土整備事務所の大東浩技術専門監が労働災害防止のために安全を最優先するように周知徹底を呼び掛けた。

## 技士会安来

### 成績評定など学ぶ

土木施工管理技士会安来支部（中田孝幸支部長）は6月16日、土木技術者研修会を開き、会員38人が参加した。

中田支部長が「入札制度が変わり、優良な技術者が残っていかねばならない時代になった。今日の研修会で得たことを現場で役立ててほしい」とあいさつ。

松江県土整備事務所の奥野真規技術専門監が「工事検査結果と成績評定」について講義。県内の成績評定の平均点が前年度比で0.8ポイント上がったことや、説明会で受けた質問と回答をホームページで確認できることを紹介。新評定要領では、評価対象工種の5工事や維持修繕工事の見直し点など説明した。



## 優良事業場 個人を表彰

### 建災防出雲

建災防出雲分会（中筋豊通分会長）は6月8日、通常総会を開き、分会員約60人が出席した。  
10年度事業計画案・予算案など承認。安全管理について、特に優秀だった事業場および個人、長年にわたり無災害記録を達成した会社を表彰した。分会長表彰受賞者は以下の皆さん。

#### 事業場賞

川角建設＝神戸川（新内藤川）広域河川改修工事第3工区（潮止堰撤去工）

#### 個人賞

山田和弘（山口建設）＝美談地区経営体育成基盤整備事業用水機場下部工事▷森山竜人（もりやま）＝林地荒廃防止事業（西の谷）治山ダム工事▷池淵充（フクダ）＝出雲空港屋根付き通路設置（第1期）工事

## 不正ガソリン

に関する情報をお寄せください！！

こんなときには、すぐお電話ください！

- ◎ ガソリンに何かを混ぜて販売している噂を聞いた
- ◎ ガソリンを給油してから、車の調子がおかしい  
 (例) ・エンジンがかかりにくくなった  
 ・走行中、ノッキングするようになった  
 ・加速性や燃費が悪くなった  
 ・排気ガスの色やニオイがおかしくなった
- ◎ ガソリンの給油時に、変なニオイがした



広島国税局「不正ガソリン110番」は、



「0120-283-110」です！



広島国税局 消費税課



# 雇用改善だより



「安心と誇りが仕事の活力」

## 助成金制度説明相談会 雇用管理改善セミナーのご案内

(独)雇用・能力開発機構では事業主を対象とし、従業員のスキルアップや、人材の確保についての助成金等の支給、また従業員の職場定着のために雇用環境の改善に向けたセミナーを無料で開催しております。

この度、島根県の各地で機構の制度紹介とセミナーを開催いたしますので、皆様のご参加をお待ちしております。

### 機構が取り扱う主な助成金制度

#### 1 キャリア形成促進助成金

訓練等支援給付金

従業員に対し、就業時間内に10時間以上の訓練(研修等)を実施した場合  
(賃金・経費の1/3を助成) (中小企業のみ対象)

#### 2 建設雇用改善助成金

建設教育訓練助成金

①技能実習(クレーン・玉掛等)の委託による訓練  
(経費の70%・賃金1日7千円上限で助成)

②通信訓練(土木施工管理士等)の受講  
(受講料1/2を助成) [上限10万円]

#### 3 中小労確法にかかる助成金

中小企業基盤人材確保助成金

新たに事業を起こしたり、新分野への進出に必要な人材の雇用に対する  
賃金助成  
(基盤1人140万円)



### 雇用管理改善セミナー

従業員の雇用環境の改善を目的としたセミナーを開催いたします。当機構の雇用管理アドバイザー(社会保険労務士)が現在の情勢に即してお話いたします。受講料は無料です。セミナーの後は個別相談会も行いますので、就業規則や労務管理でのご相談もお待ちしております。助成金説明会と同日の開催もありますので、併せてご参加ください。

裏面に各会場の日程等の詳細と申込用紙となっております。

説明会・雇用管理セミナーへの参加をご希望の方は、裏面の申込書にご記入の上、FAXにて申し込んでください。

お問い合わせ・お申し込み先 〒690-0001 松江市東朝日町267

**独立行政法人 雇用・能力開発機構 島根センター** (助成係)

TEL 0852-31-2375 FAX 0852-31-2164



## 助成金説明相談会

① 松江 地区会場

10月1日(金)

14:30~16:30

テクノアークしまね

② 出雲 地区会場

10月4日(月)

14:30~16:30

出雲建設会館

③ 江津 地区会場

10月6日(水)

13:30~16:30

ポリテクカレッジ島根

④ 大田 地区会場

10月7日(木)

9:30~12:00

島根中央地域  
職業訓練センター

⑤ 益田 地区会場

10月12日(火)

14:30~16:30

益田商工会議所

⑥ 浜田 地区会場

10月13日(水)

9:30~12:00

浜田建設会館

⑦ 安来 地区会場

10月19日(火)

14:30~16:30

島根東部地域  
職業訓練センター

※各会場にて個別相談も予定しています。

## 雇用管理改善セミナー

A 松江 地区会場

10月1日(金) 13:00~14:30

テクノアークしまね

「これだけは知っておきたい中小企業  
の労務管理」

B 出雲 地区会場

10月4日(月) 13:00~14:30

出雲建設会館

「これだけは知っておきたい中小企業  
の労務管理」

C 益田 地区会場

10月12日(火) 13:00~14:30

益田商工会議所

「労働時間・休日・休暇に関する  
法律知識と実務対応」

D 安来 地区会場

10月19日(火) 13:00~14:30

島根東部地域職業訓練センター

「パートタイマーの雇用と  
法令の注意点」

※当機構のアドバイザーである社会保険労務士がそれぞれのテーマについて実務に沿ってご説明いたします。

説明会並びにセミナーに参加ご希望の方は、下記申込書をFAXして下さい。

### 参加申込書

〈締め切り：実施日の2週間前〉

参加を希望する会場	雇用管理改善セミナー 希望(○×)	助成金説明会 希望(○×)	事業所名	参加者氏名	電話番号

◎相談内容等具体的にございましたらご記入下さい。



**FAX 0852-31-2164**



(機)

# 平成22年度雇用管理研修開催のご案内

建設雇用改善法によって、建設事業主は、建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者を選任し、建設労働者の雇用管理をさせなければなりません。また、雇用管理責任者について、『必要な研修を受けさせる等、雇用管理を行うための知識の習得および向上を図るように努めなければならない』と規定されています。

雇用管理責任者の方等を対象とした直営の雇用管理研修（受講料無料）を、下記のとおり開催いたします。受講を希望される方は、開催1週間前までにFAX等でお申し込みください。

## 第3回 雇用管理研修（雲南）

平成22年10月5日（火） 9：30～17：00

雲南建設会館（雲南市木次町里方1045-8）

時 間	内 容	講 師
9：30～9：40	開講（雇用・能力開発機構島根センター業務課）	
9：40～11：40	<b>社会保険</b> <b>～社会保険の適正な適用と活用について～</b> 従業員を雇用する上で社会保険は欠かすことのできない制度です。今回は、社会保険の適正な運用についての必要性と有効な活用について事例を紹介しながら研修します。	金山社会保険労務士事務所 社会保険労務士 <b>金山 早苗氏</b>
11：40～12：40	昼休憩	
12：40～14：10	<b>募集・採用・配置</b> <b>～これからの人材確保の方法について～</b> 少子高齢化により今後の労働力人口の著しい減少が懸念される島根県において、現在景気低迷の状況ではあるが、継続的な企業運営には人材の確保は不可欠です。そのため、募集、採用等の課題と対策について研修します。	島根大学 キャリアセンター教授 <b>原田 智明氏</b>
14：10～14：20	休憩	
14：20～16：20	<b>労働時間管理</b> <b>～労働時間・休日・休暇に関する法律知識と実務対応～</b> 近年、時間外賃金の未払い問題が大きな社会問題となり始め、労働時間管理に対しての企業の対応は経営面で重要な課題となってきました。今回は、労働時間・休日・休暇及び賃金に焦点を絞り、これからの労務管理の実務対応について研修します。	田平労務管理事務所 次長 社会保険労務士 <b>田平 篤氏</b>
16：20～16：25	休憩	
16：25～16：55	<b>雇用管理総論</b> <b>建設雇用改善助成金の改正と活用について</b>	雇用・能力開発機構島根センター
16：55～17：00	閉講（雇用・能力開発機構島根センター業務課）	

### ◆平成22年度雇用管理研修の実実施計画

第4回	平成22年12月	浜田市	(社)島根県建設業協会浜田支部の協力を得て開催する予定です。
-----	----------	-----	--------------------------------

※当該研修は、建設事業主雇用改善推進助成金（機構が実施する雇用管理研修の受講）の対象コースとなっております。受講の前に、受給資格の認定を受けた中小建設事業主の方で、所定労働時間内の受講で、通常の賃金日額以上の賃金を支払われた場合に支給請求ができます。

※受講料は、無料です。

### ◆平成22年度雇用管理研修の実実施結果

第1回	平成22年6月	出雲	41名
第2回	平成22年8月	松江	41名

### 【問合せ先】

(独)雇用・能力開発機構 島根センター業務課

TEL 0852-31-2302、FAX 0852-31-2164

**創ろうよ!**  
**未来を生み出す**  
**明るい職場!**

人々の生活を支える建設業の未来は日本の未来の  
現場で働く人々が安心でき、誇りをもてる  
職場づくりを、今日から取り組みましょう!

平成22年  
**11 / 1**  
MON

**30**  
TUE

秋山 莉奈

安心と誇りが仕事の活力

# 建設雇用改善推進月間

主唱／厚生労働省 国土交通省 独立行政法人雇用・能力開発機構

協賛／(社)全国建設業協会

(社)日本建設業団体連合会

(社)全国中小建設業協会

(社)建設産業専門団体連合会

(社)日本建設業経営協会

(社)全国建設産業団体連合会

## 共済契約者のみなさまへ

退職金請求書をはじめとする各種申請書を、下記の期日及び地域ごとに変更いたしますので、変更期日以降にご提出いただく各種申請書につきましては新様式をご利用頂きますようお願い申し上げます。

なお、各種申請書は複写様式から単票様式へ変更となりますので、これまでの「事業主控え」に代わる「受付票」を手続きの際は必ず受領して下さい。

また、共済契約者証及び共済手帳についても規格の一部変更をいたしますが、現在ご使用のものは、引き続きご利用頂けますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

### 記


平成22年9月13日(月)から
岡山・徳島・香川・愛媛・高知
平成22年9月21日(火)から
北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬 埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・奈良・長崎・大分
平成22年9月24日(金)から
富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・京都・大阪 兵庫・和歌山・鹿児島
平成22年9月27日(月)から
鳥取・島根・広島・山口・福岡・佐賀・熊本・宮崎・沖縄

(注) 上記の期日から、建退共の各都道府県支部へご提出いただく各種申請書が変更となりますので、ご注意ください。

上記の期日以降に旧様式の申請書を提出されますと受付られない場合もございますのでご注意くださいとともに、各種申請書のご用命につきましては、建退共ホームページからダウンロードしていただくか、最寄りの各都道府県支部へお問い合わせください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
建設業退職金共済事業本部  
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp>

建退共

検索 

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済加入促進月間 開催間近!!

「労災上乘せ補償から、奨学金まで。」

共済団では、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」で構成する建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施します。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

《建設共済 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万6千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「労災上乘せ補償から、奨学金まで。」は、本年、建設共済制度創設40周年を迎えるにあたり、今後も労使双方のセーフティネットである建設共済制度に加入することで得られる安心感をアピールすることにより、事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

〈共済団ホームページ〉資料請求や掛金計算もできます。ご利用ください。

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社)島根県建設業協会 TEL (0852) 21-9004

(財)建設業福祉共済団 TEL (03) 3591-8451



# 納税証明書の 交付請求は **便利なe-Tax**で!

e-Tax を利用して納税証明書の交付請求をすると、納税証明書を電子ファイルで取得できるほか、書面の納税証明書を郵送又は税務署窓口で受け取ることもできます。

## e-Taxで納税証明書を交付請求するメリット

- \* **手数料が安価です。**1年度1枚につき370円（通常は400円）
- \* **税務署へ出向かなくても、郵送で受け取れます。**別途送料が必要となります。
- \* **大量の枚数でも、税務署窓口ですぐに受け取れます。**



## I 事前準備

- 1 パソコン、インターネットができる環境
- 2 電子証明書、ICカードリーダライタの取得

【e-Tax で使用できる電子証明書の発行機関名】

- |                   |                      |               |
|-------------------|----------------------|---------------|
| ・公的個人認証サービス（市区町村） | ・(株)中電シーティーアイ        | ・日本電子認証(株)    |
| ・商業登記認証局（法務局）     | ・(株)帝国データバンク         | ・(株)ミロク情報サービス |
| ・(株)NTT アプリエ      | ・東北インフォメーション・システム(株) | ・四国電力(株)      |
| ・ジャパンネット(株)       | ・日本商工会議所             | など            |



- 3 インターネットバンキング等の契約（税務署窓口で受け取る場合は不要です。）

「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要があります。

なお、インターネットバンキング等の契約をしていなくても、ペイジーマークの表示があるATMを利用して手数料を納付することができます。



## II ご利用開始までの流れ

- ① e-Tax をはじめてご利用になる場合は、所轄の税務署にe-Taxの開始届出書をオンラインで提出して「利用者識別番号」を取得します。

※ **開始届出書を提出する前に、必ず関与税理士に、届出書の提出の有無等をご確認ください。**

- ② パソコンに e-Tax ソフトをインストールします。

- ③ e-Tax ソフトを起動し、初期登録（電子証明書の登録等）します。



# 貸金業法が大きく変わりました！

○貸金業法については、多重債務問題の解決を図ること等を目的として、平成18年に改正法が成立し、平成22年6月18日に完全施行されました。



## 改正のポイント① 総量規制の導入

- ・消費者金融などの貸金業者からの個人の借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付を禁止。(ただし、直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではありません。)
- ・収入のない専業主婦は配偶者の同意を得て、借入をすることができる場合があります。ただし、その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入についての配偶者の同意書などが必要となります。

## 改正のポイント② 総量規制における事業者の特例

- ・法人向けの貸付けは総量規制の対象外です。
- ・個人事業主の方は、事業資金等の借入れのため、事業・収支・資金計画書を提出し、返済能力があると認められる場合は、特段の制約なく借入れ可能です。

## 改正のポイント③ 上限金利の引下げ

法律上の上限金利が、29.2%から、借入金額に応じて15%～20%へ引下げ。

★ご相談は★ 中国財務局松江財務事務所 0852-21-5231  
島根県消費者センター 0852-32-5916  
島根県中小企業課 0852-22-5883 (事業資金関係)

法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイト([www.fsa.go.jp/](http://www.fsa.go.jp/))でご確認いただくか中国財務局松江財務事務所(0852-21-5231)へお問い合わせ下さい。

# 不正軽油は、「犯罪」です。

作らない

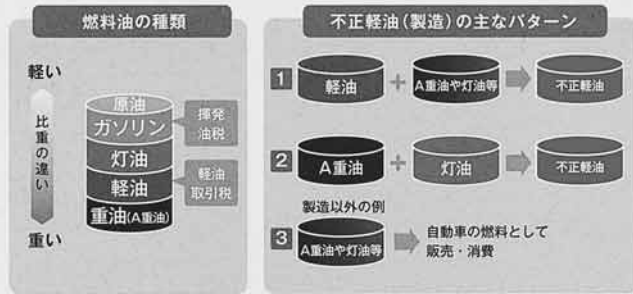
売らない

買わない

使わない




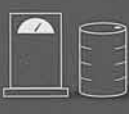

## 不正軽油とは？

- ・主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- ・不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- ・不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。



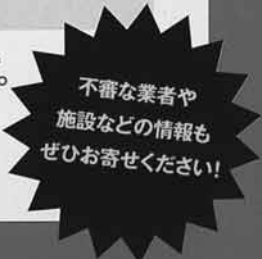
## 不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

 <p><b>軽油引取税を脱税すると</b></p>	<p>軽油引取税を脱税すると、<b>5年以下の懲役、500万円以下の罰金</b>が科されます。なお、脱税額が<b>500万円</b>を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。(地方税法144条の41)</p>
 <p><b>不正軽油を製造すると</b></p>	<p>知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、<b>5年以下の懲役、500万円以下の罰金</b>が科されます。さらに製造した法人には<b>3億円以下</b>の罰金が科されます。(地方税法144条の33)</p>
 <p><b>不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると</b></p>	<p>不正軽油の製造に使われることを知って原材料(重油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、<b>3年以下の懲役、300万円以下の罰金</b>が科されます。さらに法人には<b>2億円以下</b>の罰金が科されます。(地方税法144条の33)</p>
 <p><b>不正軽油を運搬・保管、購入・販売すると</b></p>	<p>不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、<b>2年以下の懲役、200万円以下の罰金</b>が科されます。さらに法人には<b>1億円以下</b>の罰金が科されます。(地方税法144条の33)</p>
 <p><b>検査を拒否すると</b></p>	<p>帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、<b>1年以下の懲役、20万円以下の罰金</b>が科されます。(地方税法144条の12)</p>

**不正軽油の製造に加担した人も納税義務を負います。**  
(地方税法144条の4)

詳しくは、都道府県の税務担当課、  
または担当事務所にお問い合わせください。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

## 建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、  
大きな力。



## 財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17-101

TEL0852-21-9004 FAX0852-31-2166

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

### 育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>